

議案第 28 号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表88の項を次のように改める。

88	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（昭和20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 新築で住宅の構造及び設備が長期構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はその写し（以下この項及び事項において「確認書等」という。）を提出している場合	1戸建ての住宅の場合	1件につき	17,000円	
				建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	28,000円	
				建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	43,000円	
				建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	67,000円	
				建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	106,000円	
				建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	161,000円	
				建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	269,000円	
				建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	338,000円	
				(2) 新築以外で確認書等を提出している場合	1戸建ての住宅の場合	1件につき	24,000円
					建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	39,000円
建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	61,000円					

			内の場合		
			建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	98,000円
			建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	156,000円
			建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	238,000円
			建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	401,000円
			建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	504,000円
		(3) 新築で確認書等を提出していない場合	1戸建ての住宅の場合	1件につき	45,000円
			建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	107,000円
			建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	171,000円
			建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	337,000円
			建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	605,000円
			建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	1,041,000円

			建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	1,923,000円
			建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	2,742,000円
		(4) 新築以外で確認書等を提出していない場合	1戸建ての住宅の場合	1件につき	63,000円
			建築物全体の戸数が5戸以内の場合	1件につき	149,000円
			建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内の場合	1件につき	240,000円
			建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内の場合	1件につき	472,000円
			建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内の場合	1件につき	846,000円
			建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内の場合	1件につき	1,455,000円
			建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内の場合	1件につき	2,688,000円
			建築物全体の戸数が200戸を超える場合	1件につき	3,833,000円

別表90の項を削り、同表91の項を次のように改める。

90	長期優良住宅の普及の促進	1 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	(1) 新築で住宅の構造及び設備が長期構	1件につき	88の項(1)の規定により算出した額の2分の1に相当する額
----	--------------	-----------------------------	----------------------	-------	-------------------------------

<p>に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更認定</p>		造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はその写し（以下この項及び次項において「確認書等」という。）を提出している場合		
		(2) 新築以外で確認書等を提出している場合	1件につき	88の項(2)の規定により算出した額の2分の1に相当する額
		(3) 新築で確認書等を提出していない場合	1件につき	88の項(3)の規定により算出した額の2分の1に相当する額
		(4) 新築以外で確認書等を提出していない場合	1件につき	88の項(4)の規定により算出した額の2分の1に相当する額
	<p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の審査</p>	(1) 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査	1件につき	床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）に応じ、89の項1に規定する額
		(2) 建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定に適合するかどうかの審査	1件につき	89の項2の規定により算出した額
		(3) 建築基準法第87条の	建築設備（小荷物専用昇降	1基につき

			4に規定する建築設備に関する審査	機を除く。)		
				建築設備の計画の変更(小荷物専用昇降機を除く。)	1基につき	8,000円
				小荷物専用昇降機	1基につき	7,000円
				小荷物専用昇降機の計画の変更	1基につき	6,000円

別表90の項の次に次の1項を加える。

91	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
----	---	-------	----------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。